

平成 年 月 日

保護者 様

静岡県立三島北高等学校長

感染症による出席停止について

感染症にかかっている、またはその疑いのある場合は、学校保健安全法第19条の規定により、出席を停止します。

つきましては、医師の指示に従い必要な期間、治療と休養をとられますようお願いいたします。

なお、登校するにあたっては下記の登校許可証明書を学級担任に提出してください。

学校において予防すべき感染症の種類は次のとおりです

病 名	
第一種	●エボラ出血熱 ●クリミア・コンゴ出血熱 ●ペスト ●急性灰白髄炎 ●マールブルグ病 ●コレラ ●細菌性赤痢 ●ジフテリア ●腸チフス ●パラチフス ●ラッサ熱 ●SARS
第二種	●インフルエンザ ●百日咳 ●麻疹 ●流行性耳下腺炎 ●風疹 ●水痘 ●咽頭結膜熱 ●結核 ●髄膜炎 菌性髄膜炎
第三種	●腸管出血性大腸菌感染症 ●流行性角結膜炎 ●急性出血性結膜炎 ●その他の伝染病

\*インフルエンザの出席停止期間の基準は、『発症した後5日を経過し、かつ、解熱後 2 日を経過するまで』です。

.....

登校許可証明書

年 組 氏名 \_\_\_\_\_

1 病 名 \_\_\_\_\_

2 出席停止期間 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日

3 その他指導事項 \_\_\_\_\_

上記の者の病気は、感染するおそれなくなりましたので、登校しても差し支えないものと認めます。

平成 年 月 日

医師名 印